（参考様式１４－２）

　年　　月　　日

**【通所リハ】リハビリテーションマネジメント加算に係る要件確認表**

|  |  |
| --- | --- |
| **１　事 業 所 名** |  |
| **２　届 出 項 目** | **１　リハビリテーションマネジメント加算（イ）**  **２　リハビリテーションマネジメント加算（ロ）**  **３　リハビリテーションマネジメント加算（ハ）（新設）**   * **事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合、上記に加えて270単位を加算** |

|  |  |
| --- | --- |
| **【リハビリテーションマネジメント加算（イ）】　　（１）から（８）の基準を満たすこと。**  **【リハビリテーションマネジメント加算（ロ）】　　（１）から（９）の基準を満たすこと。** | |
| （１）指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っている。  （２）（１）における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が（１）に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録している。  （３）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員（※）と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録している。  （※）利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者  （４）通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告している。  （５）通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から起算して六月以内の場合にあっては一月に一回以上、六月を超えた場合にあっては三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直している。  （６）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている。  （７）以下のいずれかに適合すること。  ア）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置づけた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  イ）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  （８）（１）から（７）の要件に適合することを確認し、記録している。  （９）利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ  （ア　・　イ）  該当に○  　はい　・　いいえ  　はい　・　いいえ |
| **【リハビリテーションマネジメント加算（ハ）】　　（１）から（14）の基準を満たすこと。** | |
| （１）指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っている。  （２）（１）における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が（１）に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録している。  （３）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員（※）と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録している。  （※）利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者  （４）通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告している。  （５）通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から起算して六月以内の場合にあっては一月に一回以上、六月を超えた場合にあっては三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直している。  （６）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っている。  （７）以下のいずれかに適合すること。  ア）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置づけた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  イ）指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っている。  （８）（１）から（７）の要件に適合することを確認し、記録している。  （９）利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  （10）事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名配置している。  （11）利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っている。  （12）利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている。  （13）利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有している。  （14）共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供している。 | はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  （ア　・　イ）  該当に○  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ  はい　・　いいえ |
| * **事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合、上記に加えて270単位を加算** | |
| 通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ている。 | はい　・　いいえ |